

# 網走ほんりゅう組

第441号  
網走教職員組合  
〒090-0052  
北海道北見市北進町4丁目5-31  
TEL0157(31)7551  
FAX 0157(31)7559  
ab-ky@forest.ocn.ne.jp  
3月7日

## 第26回 網走教組定期大会 主体的・創造的な子どもたち・教師・組合に

網走教組の第二六回定期大会が、三月四日(土)北見市民会館七号室で行われました。十二名の組合員が参加し、「主体的・創造的」という言葉がキーワードになり、今の子ども達や教員のおかれている状況などの発言が出され、熱のこもった大会となりました。

討論の中では、初めに、学校スタンダードやチャレンジテストのことについて話が出されました。多すぎる目標の学級掲示や機械的におろされる目標の設定などが報告されました。それに対して、「目標は自分で考えるものでは?与えられた目標で子どもは育たないのでは?」との意見が出されました。チャレンジテストでは、業務量が増えて大変だということ、事務官が選任で集計をしている学校もあるとの話が出されました。「年間指導計画はきちんとこなせと言うのに、チャレンジテストが急に出されて教員がつじつま合わせをしている」矛盾も報告されました。

次に、ある学校の支援学級で、休み時間に交流学級の子がたくさん来るようになり、支援学級の子も交流学級の子も一緒に楽しめる遊びを考えることになりました。すると、「だるまさんが転んだ」を提案した子がいました。その子は交流学級では「みんなぼっち」の子で、助

けが必要な子に焦点を当てることが大切だという話が出されました。昔は子どもだけの世界がありました。昔は子どもは、今、学校が取り組む必要がある。中学校以降では時間が取りづらい。今、そのことは小学校でやっていく責任があるのではとの発言。「自分たちでできた」という体験をさせる必要があると語られました。平成元年頃は、学級の提案は原案がないとだめとして、子ども祭りの原案を夜の八時まで残ってつくったこともあった。その頃は教師にも余裕があり、ビジョンを持って取り組みを進めていた、と話されました。

今、子ども達の失敗を許さず、子ども達を育てようという感覚がない教師や学校が増えていく現状が報告されました。そして、今の学生は自分たちで決められず自治活動ができないという話しもあり、教師が文句を言わず従順になるような作りが行われてきて、「管理職に判断を求め」「自分たちでやる」という意識がない状況が広がってきているということも出されました。そんな中で、ある中学校では職員会議の中で学校長との後期の面談に関わって、若い先生から質問が広がったということ。難しいことにチャレンジして失敗するのは、簡単なことにチャレンジして成功するのは、

どちらの評価が高いのか「サポートされる」と評価が下がるのはおかしいのでは「など、矛盾を突く発言が出され、校長は「書いていけるとおりです」としか答えられなかったそうです。若い先生もきつかけがあれば発言でき、それが学校を変える一歩になるのではないかと、話されました。

組織拡大については、遠軽・紋別支部より、元組合員の娘さんへの働きかけをしていて食事を計画中との発言がありました。また、潜在的に組合に関心を持っている先生もいるので声かけをしていくことが大切との話しも出されました。書記が必要ではないかという声も出されましたが、今の財政状況では厳しいこと、そのためにも組織の拡大が必要だということも話されました。

定期大会が一年間のふり返りと締め括りとなり、私たちの実践をふり返り確信を得る場となりました。三月・四月の当面の活動、そしてこれからの一年間の活動に自主的・創造的に取り組んで行きましょう

役員選挙投票の結果、全員信任で新年度の役員体制は次のとおりとなりました。

執行委員長	和田 仁朗
書記長	山本 健一
書記次長	上田 健太郎
書記	勝田 統人
監査	若狭 美喜子

新年度の第一回支部代表者会議は四月九日(日)十三時から本部で行います。

## 次期学習指導要領①

### ～大切なのは「学校づくりの申し入れ書」～

文部科学省は2月14日、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領等の改訂案を公表し、1か月間の意見公募(パブリックコメント)を開始しました。この手続きを受けて、学習指導要領が今年度中に改定になり、移行措置期間を経て、幼稚園は2019年度、小学校は2020年度、中学校は2021年度から、全面実施されます。また、高等学校は来年度に改訂を行い、2023年度から年次進行で実施される予定です。2006年に教育基本法が改正されて以来、初めての指導要領全面改定と言うことになり、現行教育基本法の考え方が色濃く反映されることとなります。1955年の改定の際に学習指導要領は、「法的拘束力」を持つことになりましたが、教育課程の編成の方針や各教科の目標・内容という大枠を規定する形で今日まで至っています。一方、今回の改定では、各学校・教師の自主性に基くべきであるはずの教育方法にも言及しており、これまでの改定とは大きく趣を異にします。

話題になっていた「アクティブラーニング」については「アクティブラーニング」という言葉の記載は見送られ、総則で「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う」としています。このことは、「特定の学習方法を学習指導要領の中に位置づける」という見方もできます。本来は、指導のめあてと内容があり、それを達成するための一つの方法として「主体的・対話的で深い学び」という授業方法があるはず。私たちが本当に追及しなければならない授業とは「どの子にとっても楽しくわかる授業」、「一人一人の思いや願いが大切にされる授業」ではないでしょうか。

今回の学習指導要領改訂に対して、どう向き合っていけばよいのでしょうか。具体的な事例にどう対処していくかに目が行きがちですが、ここでポイントとなるのは網走教組が大切にしてきた「学校づくりの申し入れ書」の取り組みです。子どもたちを大切に、協力・協同の学校づくりをしていくこと、これまで学習を積み重ねてきた「網走教組が考える本当の学力」を実践的に追及し、さらに進化・深化させていくことが、学習指導要領にある意図を学校に持ち込ませないこととなります。

定期大会で提案しましたが、学習指導要領を読み、パブリックコメントへ意見を寄せる取り組みをするとともに、「学校づくりの申し入れ書」の内容の学習に一人一人がしっかりと取り組み、各支部・職場でこれからの教育について考え合う機会を持つことが重要になります。

※今後、この「次期学習指導要領」についてはシリーズでお届けしていきます。

